

無断録音による会話の証拠能力

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所

【裁判年月日】 令和5年12月7日

【事件番号】 令和3年(ワ)第6483号、令和4年(ワ)第350号

【事件名】 慰謝料請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)

【裁判結果】 一部認容、一部棄却(確定)

【参照法令】 民事訴訟法2条

【掲載誌】 判時2612号55頁、判タ1527号214頁

◆ LEX/DB 文献番号 25621918

明治大学教授 岡田洋一

事実の概要

X₁およびX₂(本訴原告兼反訴被告)ならびにY₁およびY₂(本訴被告兼反訴原告)は、Q社に勤務していたところ、Xらは、Yらに対し、Yらの以下の各行為により、Xらの名誉感情が傷つけられ、社会的評価を貶められたと主張して、不法行為に基づく損害賠償を求めた。すなわち、Yらによって、(1)営業所の休憩室(以下、本件休憩室とする。)に設置された組合員用のホワイトボードへの4件の書き込み、(2)本件休憩室内でされた発言(会話①、②)、(3)Q社従業員Pへの対面での発言(会話③)および(4)書面への記載についての名誉毀損である。その際、Xらは、(2)会話①、②については本件休憩室内に無断録音機を設置して従業員の会話を無断録音し、(3)会話③については対面での相手との会話を無断録音したことから、これらが違法収集証拠に当たるか否かが争われた。

なお、反訴では、Xらの休憩室での無断録音や本訴提起等が不法行為に当たるなどとして、不法行為に基づく損害賠償が請求された。

判決の要旨

一部認容、一部棄却(確定)。

「民事訴訟法が自由心証主義を採用し、証拠能力を制限する規定を何ら設けていないことからすれば、無断録音というだけで、原則として直ちに証拠能力が否定されることはないというべきであるが、当該証拠の収集の方法及び態様、当該証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当

該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則に反するといえる場合には、例外として、無断録音の証拠能力が否定されると解するのが相当である。」

会話①、②に係る「甲第6号証は、原告X₁が本件無断録音によって取得したものである。本件無断録音は、原告X₁が自身に対する悪口を言っている者を特定して証拠を得るという、専ら自己の個人的利益を実現するにすぎない目的の下、令和3年3月頃から同年7月頃までの4か月間で合計20回程度、1回当たり3時間程度、録音機を他の人に気付かれないように本件休憩室内に設置して、会話の有無、会話者、会話内容のいかんにかかわらずこれを録音したというものであり、長期間にわたって不特定多数の者の会話を対象として包括的網羅的に証拠を収集するという点で、対面者との特定の会話を承諾なく録音するにとどまる場合とは全く異質の行為というほかない。そして、本件無断録音が行われた場所はいずれも本件休憩室であり……本件休憩室には鍵が掛かっておらず、複数人が出入りする可能性があるとしても、公共の場所とは異なり、基本的に本件会社の関係者しか出入りすることはない。また、本件休憩室内には、畳敷きの部分、ロッカールーム、台所、洗濯室及びシャワー室があるほか、長テーブル及び椅子も置かれており、これらの設備を利用して本件会社の従業員が長距離のトラックによる運送業務のない間に休憩・休息や仮眠をとったり、気分転換のために雑談をしたり、業務に必要な話し合いや会議をしたりできるようになっている。このような本件休憩室の特徴に照らすと、本件休憩室

は、不特定多数の者が自由に入り出しができる公共の場所とは異なり、その利用者が、その場に居合わせた者を確認した上で、私事にわたる事柄に限らず、それ以外の事項についてもその場限りのものとして発言することができ、あるいは、自由に個人的な行動に及ぶことができるという意味において、一定のプライバシー権が認められる場所いうことができる。そうであるにもかかわらず、本件無断録音によって、本件休憩室を利用する従業員の休憩中の雑談や生活音、話合いの内容等が、本人が知らない間に長期間にわたって包括的網羅的に録音されていたのであるから、本件休憩室の利用者のプライバシー権は、本件無断録音により著しく侵害されたといわざるを得ず、その侵害の程度は対面者との特定の会話を承諾なく録音する場合とは比べることができないくらい深刻なものであったというべきである。

その上、本件無断録音は、企業秩序の観点から本件会社が許容するとは考え難く、建造物侵入罪に該当して刑事罰の対象となり得る行為であり、社会的に到底許容されない違法性が著しく強い行為というべきである。

この点、甲第6号証は、会話①及び②そのものであり、原告X₁の面前でこののような会話をすることは考え難いことから、会話①及び②の存在及び内容を立証する上で重要な証拠であることは否定できない。しかし、個人の権利侵害の立証のためだけに、上記のような、社会的に到底許容されない態様で不特定多数の者のプライバシー権を著しく侵害する行為により収集された証拠が証拠能力を有するとなると、個人の権利救済のための立証という名目があれば違法行為によって目的をはるかに上回る権利侵害が際限なく許容されることとなり、これが妥当でないことは、民事裁判制度の趣旨・原則に照らせば、明白である。

したがって、甲第6号証を採用することは訴訟上の信義則に反し、許されない。」

他方、会話③に係る「甲第8号証は、Pが、自身のために自身と他人との会話を日常的、習慣的に録音していたところ、本件休憩室内で、自身がその場に對面して会話を参加している会話③を録音して取得したものである。日常的、習慣的に録音していることから、その総数は膨大であると考えられ、決して適切な態様であるとはいえないが、Pは、自身が参加している対面での会話にお

いて録音行為を行っているのであり、これにより侵害される権利利益は、会話の相手方のプライバシー権にとどまる。そして、会話の相手方は、Pに対して発言内容の口外を禁じていたわけではなく、録音されたものか否かによって多少の差異があることは否定できないが、人を介して第三者に伝わることは容認していたのであるから、発言内容又は会話内容の処分を委ねているとも評価できるのであって、その要保護性が高いとまではいえない。また、甲第8号証は、会話③そのものであり、原告X₂の面前でこのような会話をすることは考え難いことから、会話③の存在及び内容を立証する上で重要な証拠であり、これを証拠として採用したとしても、甲第6号証のような弊害が著しく助長されるおそれもない。したがって、Pによる無断録音行為の態様、甲第8号証の証拠としての重要性の高さとこれを採用することによって生じる弊害の程度を考慮すれば、甲第8号証を採用することが訴訟上の信義則に反するということはできない。」

判例の解説

一 はじめに

裁判所の事実認定は、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌して自由な心証に基づき行われる（民訴247条）。自由心証主義の下では、証拠方法に制限はなく、あらゆる人および物が証拠能力を有するのが原則であり、その後は裁判所の証拠評価の問題となる。例外もあるが（民訴188条、規15条・23条等）、いわゆる違法収集証拠の扱いについては明文がない。現在の裁判例・学説はともに、証拠方法を一定の範囲で制限すべきとの結論は一致するが、いかなる場合に証拠能力が否定されるのかについては、いまだ最高裁判例は存在せず、学説上も争いがある。本判決は、その中でも無断録音につき、本件休憩室での従業員の会話の無断録音は信義則に反し証拠能力は認められないとする一方、対面での相手方との会話の無断録音は信義則に反しないとして証拠能力を肯定した。いわば証拠能力が認められる限界事例を示したものといえ、実務上の価値がある。

二 裁判例の状況

①東京地判昭46・4・26判時641号81頁は、

会談をテープレコーダーに無断録音して、その反証書を証拠として提出した事案について、「録音テープに録取された会談の内容は、本件事件の当事者間で本件事件について質疑がなされた際にこれを一方当事者側において録取したものであり、特に会談の当事者以外にききとられまいと意図した形跡はないから、右録取に際し他方当事者の同意を得ていなかつた一事をもつて公序良俗に反し違反に収集されたものであつて、これにもとづいて作成された証拠に証拠能力を肯定することが社会通念上相当でないとするにはあたらない」として、証拠能力を肯定した。ここでは無断録音の実体法上の違法性が公序良俗違反となるか否かが問題とされた。②大分地判昭46・11・8判時656号82頁は、「相手方の同意なしに対話を録音することは、公益を保護するため或いは著しく優越する正当利益を擁護するためなど特段の事情のない限り、相手方の人格権を侵害する不法な行為と言うべきであり、民事事件の一方の当事者の証拠固めというような私的利害のみでは未だ一般的にこれを正当化することはできない。」「従つて、対話の相手方の同意のない無断録音テープは不法手段で収集された証拠と言うべきで、法廷においてこれを証拠として許容することは訴訟法上の信義則、公正の原則に反する」として録音録取書の証拠能力を否定した。③東京高判昭52・7・15判時867号60頁は、「証拠が、著しく反社会的な手段を用いて、人の精神的肉体的自由を拘束する等の人格権侵害を伴う方法によって採集されたものであるときは、それ自体違法の評価を受けてもやむを得ない」としたうえで、無断録音は人格権侵害となり、「その録音の手段方法が著しく反社会的と認められるか否かを基準にすべき」としつつも、結論としては録音テープの証拠能力を肯定した。また、④盛岡地判昭59・8・10判時1135号98頁は、無断録音は「プライバシーを侵害する違法な行為というべきであるが……人格権侵害の事実のみで直ちにその証拠能力を否定するのは妥当でなく、会話の内容自体が個人の秘密として保護に値するか否か（④要保護性）、とりわけその内容が公共の利害に関する事実か否か（⑥公共性）、訴訟において当該証拠の占める重要性（④重要性）等を総合考慮したうえその証拠能力の有無を決するのが相当」として（括弧内筆者）、録音テープの証拠能力を肯定する。また、⑤東京高判

平28・5・19（平成28（ネ）第399号）は、証拠能力を制限する根拠は訴訟上の信義則（民訴2条）にあるとしたうえで、「証拠の収集の方法及び態様、違法な証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮」して判断すべきとし、録音電子媒体の証拠能力を否定する。

以上のように、無断録音に関する裁判例は、統一的な基準があるわけではないが、これを一応整理すると、一般論としては証拠能力が制限される可能性を示しつつも、結論としては証拠能力を認める傾向にあるといえよう。ここで違法の判断基準は、公序良俗違反（①裁判例）または人格権侵害（②裁判例～④裁判例）の有無に求められている。そして、②裁判例が人格権侵害という被侵害利益（実体法的要素）を重視するのに比べ、③裁判例は、これに加えて証拠収集方法の社会的相当性（訴訟法的要素）をも考慮する。④裁判例は、③裁判例を前提に、④～⑤を総合考慮して判断すべきとする。また、⑤裁判例は、③裁判例と同様に総合考慮という手法をとるが、その根拠としては人格権侵害ではなく、信義則を挙げる。明文のある信義則にその根拠を求めたものと思われ、実質的には同様の判断と評価できる。結論として、無断録音について④～⑤を考慮して信義則違反の有無を判断するのが裁判例の主流といえ、この延長線上に本判決もある。

三 学説の状況

かつては、民事訴訟は捜査機関を抑止する必要性のある刑事訴訟とは異なって私人間の訴訟であり、たとえ違法収集証拠であっても証拠能力を直ちに否定すべきではなく、別途、刑事責任や損害賠償等を求めるべきとする見解が有力であったが¹⁾、現在では支持する見解はほとんどない。また対極には、当事者の証明権の内在的制約として違法収集証拠を排除すべきとする見解もあるが²⁾、現在では一定の制限をしたうえで証拠能力を認める見解が支配的である。ただし、その根拠や要件については様々である。そのような中、多くの見解は信義則を根拠として一定の場合に制限を認める³⁾。すなわち、訴訟行為についても信義則（民訴2条）が適用され、違法収集証拠はこれに反する可能性があるとする。そして、信義則違反となるためには、証拠収集の方法・態様・事件

の重要性、証拠の重要性、相手方の協力態度の有無、保護されるべき利益などの要素を総合的に考慮することになる。信義則違反の要素が具体化されると、「裁判における真実発見の要請と手続の公正・法秩序の統一性や違法収集の誘発の防止の調整という観点から、当該証拠の重要性・必要性や審理の対象、収集行為の態様と被侵害利益などの要素を総合的に衡量して決」すべきとの比較衡量説⁴⁾と、その根拠は異なるものの、結論としては限りなく接近することになる。もっとも、信義則は一般条項であるため、基準としての明確性に欠け、問題解決のための具体的かつ実践的な基準を提示していないとの批判もなされている⁵⁾。そこで、諸要素を総合的に考慮することを前提とし、少なくとも収集の手段が刑事上罰すべき行為に該当する場合には、証拠能力を否定すべきとして、一定の指針を示す見解もある⁶⁾。また、信義則説を前提としつつ、被侵害利益について、プライバシーや営業秘密等は絶対的に保護すべきであるため、本人の同意がない限り、一律に証拠能力を否定すべきであるが、それ以外の場合には、証拠の収集から申し出に至る当事者の事情を総合的に考慮して証拠能力を決するとする見解もある⁷⁾。そのほか、違法収集行為を、単なる違法行為により収集された場合と憲法の定める人格権を侵害し違法に収集された場合に分類し、後者の場合に証拠能力を定型的に否定し、例外的に違法性を阻却する事由が举証者によって証明された場合に限って証拠能力を認めるという見解もある⁸⁾。ただし、なぜ違憲の場合にのみ証拠能力が否定されるのか、また違憲と違法の区別は明らかではない。

四 検討

本判決は、違法収集証拠について原則として証拠能力を認めつつも、信義則に反する場合にはこれを制限しようとする。そして、その判断には「当該証拠の収集の方法及び態様、当該証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮」すべきとしており、⑤裁判例と同様の規範を立てる（信義則説）。注目すべきは、本件休憩室での従業員の会話の無断録音（会話①、②）は信義則に反するとしつつも、対面での相手方との会話の無断録音（会話③）は信義則に反しないとし、無断録音の態様によって結論を異にし

ているところである。その差は、無断録音によるプライバシー侵害が、本件休憩室で長期間にわたり不特定多数の者の会話を対象として包括的網羅的に証拠収集するのか、対面での特定の会話にとどまるのかという点にあるとする。そして両者は、全く異質の行為であり、前者の方がプライバシー侵害の程度が比較できないほど深刻であるとする。両者の比較によればそのとおりであるが、対面であればプライバシー侵害の程度が低く、証拠能力が認められるとの判断を示したとも考えられ、プライバシーの重要性に鑑みれば疑問も残る。対面であることで、直ちに「発言内容又は会話内容の処分を委ねている」とはいえないであろう。

プライバシーについては、情報化社会においてその価値の重要性が認められ、また、情報の拡散性という性質に鑑みれば、より高度の保護が尽くされなければならない。現在、録音機器が小型化し、性能が向上したことにより、無断録音による証拠収集が実際に行われ、今後も増加するものと思われる。安易な証拠能力の容認は、無断録音を助長し、プライバシー侵害を招来することになる。ゆえに、無断録音によりプライバシー（営業秘密も同様である。）侵害が生じた場合には、同意がない限りは証拠能力を否定すべきであったといえよう。

●—注

- 1) 岩松三郎=兼子一編『法律実務講座民事訴訟法編(4)』(有斐閣、1961年) 154頁、伊藤正己「判批」法協62卷3号(1944年) 410頁。
- 2) 間渕清史「民事訴訟における違法収集証拠(2)」民商103卷4号(1991年) 631頁。
- 3) 山木戸克己「民事訴訟と信義則」同『民事訴訟法論集』(有斐閣、1990年) 76頁、内堀宏達「証拠能力と証拠価値」門口正人編『民事証拠大系(2)』(青林書院、2004年) 93頁、兼子一原著『解説民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2011年) 1377頁【竹下守夫】、杉山悦子「民事訴訟における違法収集証拠の取扱いについて」伊藤眞古稀『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015年) 311頁など。
- 4) 小林秀之『新証拠法〔第2版〕』(弘文堂、2003年) 137頁。
- 5) 間渕・前掲注2) 123頁。
- 6) 伊藤眞『民事訴訟法〔第8版〕』(有斐閣、2023年) 302頁。
- 7) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法(下)〔第2版補訂版〕』(有斐閣、2014年) 47頁、杉山・前掲注3) 328頁。
- 8) 春日偉知郎「違法収集証拠」同『民事証拠法研究』(有斐閣、1991年) 167頁。